

養護施設の

子供たち

夫 節 美 淦



最近新聞などで「養護施設」という文字が見受けられます
が、養護施設とは、どんなところですか。

「僕が小さい時にお母さんが病気だったので、お父さんは、僕をかわいがってくれました。が、六、七才になった時、お父さんがかえってきて、お母さんとけんかをしました。その時、僕は、すみの方で、びくびくしてみていました。するとお父さんが、家からでていきました。お母さんは、病気なのでよわっていました。ある時、僕とお母さんといっしょに、お父さんを、さがしにいました。お母さんはいなかにいるかもしれない、いったので僕とお母さんはいなかにいきました。すると、いつも僕達がいた室にいました。（中略）お父さんは、悪かったといってあやまり、そして、お家に帰りました。僕は、また、幸福がきたと、

しあわせにくらしていましたが、一ヶ月たつと、またお父さんとお母さんとけんかをしました。僕はまた、びくびくしながら、みていくと、またお父さんがまた家からでていきました。一週間ぐらいたつと、僕をそうちだんじょにやりました。僕はそうちなんじょから、東京サレジオ学園にきました。と綴る子供、又、「僕のお父さんは、僕が四、五才の時に、動物園や、デパートで、いろいろなものを、かってくれたので、お父さんの顔ぐらい、今まで、おぼえている。（中略）お母さんがなくなつてからは、お父さんの気持が、すっかりかわつてしまつた。（中略）母が死んでから、一年も、たつたある日、僕は、東京のおじさんのいえにひきとられて、半年をすごして、東京の国分寺にあるサレジオ学園に入つた。入ったばかりの時は、お父さんやお母さんや、またしんせきの人などを、おもいだしてたまらない。（二月二十六日朝日新聞所載）と悲しむ子供、こんな子供達が、毎日々々を過しているところが養護施

設なのです。

子供達にとって、特に成長期にある子供達にとって、家庭こそ、最も自然な環境であり、又最も良い環境であるということについては、現在、どこの国の中学者、医師、社会学者等も、全て認めているところであります。しかし、現実には、父母の死亡とか、離婚とか、家出とかで、父母がいない、又どちらかが欠けている場合、父母があつても、棄てられてしまつたとか、虐待されているとか、全くほつたらかされているとかいうような場合、更に、何等かの拍子で迷子になつて久しく分らぬ場合等で、父母の愛情に恵まれていない子供達があるという事実も亦、否定することができないのであります。このような子供達、いわゆる孤児、被虐待児、被放任児、浮浪児等に対し、家庭に代る環境を与えて、保護し、育成していく施設、これが養護施設であります。もつとも、子供達が、そのような状態になつた場合でも、何でもかでも、すぐさま、養護施設に収容す

るかといふと、そうでもありません。全く身寄のないような場合は兎も角として、他に伯叔父母等の保護者が居るような場合には、児童福祉司さん等が、その家を訪問して在宅指導をするという方法もありますし、又里親さんに、里子として養育をお願いするという方法もあるわけであります。これらは、いずれも、子供は家庭において最も良く育成される、という原理からで

て来る保護の方法に他ならないのです。従つて、養護施設におきましても、單

に子供達に宿所を提供するという意味のものでは決してありません。家庭的な雰囲気の中に温く抱いて、このような子供達が、入所前に受けた不良環境から来る悪影響を取り去るよう指導致しますとともに、進んで明朗健全な生活環境を与えて、全人格的な生活指導をするという、家庭に代るところなのであります。とは云え、あくまで養護施設は家庭ではなく、家庭に代る環境であります。子供達が帰るべき家庭が立ち直つた場合には、子供達は一刻も早く、その家庭に

全国各地にある養護施設は、現在全部合せて、五二八ヶ所で、このうち、私立の施設が四一八ヶ所、県立とか市町村立の施設が一一〇ヶ所であります。昔から有名な悲田院もその一つでありますし、かつて孤児院とか育児院などと呼ばれた施設も、今はこの養護施設として、公の制度の中に包含されております。仏教やキリスト教、更に新しい宗教の方々も、夫々の信念にもとづいて養護施設を経営しています。又、施設

の規模も大小さまざままで、数百人の子供達の世話をされている施設もありますし、三人、四〇人の子供達の面倒を見ている施設もあります。そして、現在約三三、〇〇〇人の子供達がこれ等の施設で、健やかに日々を送っています。その平均年令は一三才となっています。しかし、このような養護施設に収容して育ててあげなければならぬ子供達は、全国にまだまだ沢山おるのです。最近の調査ではなお約四万人の子供達が施設に入るのを待っているという状況です。

ところで、養護施設におきます子供達に対する指導はどうかと云いますと、申す迄もなく、家庭的処遇をするという基本的原因に基くものであります。最近の児童に関する心理学、精神衛生、医学等の諸学問の著しい進歩に歩調を合せながら、正しい養育の理論と技術によって、行わなければなりませんし、従つて、それに必要なだけの人的な陣容や物的の設備も具備しなければなりません。児童福祉法では、養護施

設がどうしても守らなければならない運営とか設備についての最低の基準を定めております。例えば、職員につきましては、児童指導員や保母（施設でのお父さん、お母さん代りの先生）職業指導員、嘱託の医師等を置かなければなりません。児童指導員

と保母は、通じて子供一人について一人は置かなければなりません。又部屋割につきましては、子供の居室、調理室は当然必要であります。別に医務室や静養室、職業指導室等も設けるようにされています。更に子供達の居室につきましては、子供一人について、〇・七五坪は確保されなければなりません。その他細かい点につきましても、夫々定めております。こうして、お父さん、お母さん代りの先生の翼の内で子供達は基本的な生活習慣や躰を身につけて行くのです。勿論学令期の子供達は、附近の学校に通学し、学校から帰れば先生の指導の下に復習や予習に励みますし、余暇には、お話、音楽、絵画、スポーツ、社会研究等をし、この点では何一つ家庭とは変わらない運営

ではありません。又義務教育を終った子供達は、施設内に設けられた作業場で職業の指導を受けたり、或は公共職業指導所に通つたりして、技術を身につけるよう努めています。

社会保障制度の確立と云いますが、国や都道府県は養護施設に対しても援助をしております。

憲法には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。國は、すべての生活方面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」（二五条）と定められています。従つて、國は都道府県と共にこのような養護施設がその機能を發揮して運営されるのに必要な費用を負担することになっております。負担の割合は、国が八に対しても都道府県は二であります。費用の内訳を具体的に挙げますと、子供達の毎日々々の生活に必要な費用、つまり食事

の費用、被服や寝具費、保健衛生費、日用品の購入費、学校給食費や教育費等から、施設の職員の俸給や建物の維持管理費等です。これ等を全部合算致しますと、全国五二八の養護施設のための費用が約一八億七千万円（昭和三一年度予算）となるのであります。

ここで問題となりますのは、よく社会保



障費が国家財政全般から見て少額過ぎると云われ、しかもその中でも子供達に特にしわ寄せがされているなどと云われますが、成程養護施設に関しての費用の項目は一応は揃ってはおりますが、その各々の費用が極めて少ないと云うことであります。例えば、食事の費用は一日一人の子供について、六一円六八銭となつております。この中には主食の費用から味噌、醤油等の調味料の費用も入っておりますので、副食費としては一食約七円前後となります。その程度でありますと、ならして申しますと、子供の好きな卵は勿論購入できませんし、鯨肉以上の肉類は困難ですから、勢い魚肉が中心となります。間食費は全然計上されおりませんし、果物もちょっと無理となります。一三才児に必要な栄養基準量は、一日当たり、カロリーが二、二七〇カロリー、蛋白質が八〇瓦、カルシウムが一、四〇〇瓦となっておりますが、この予算でこの基準量迄追いつくには、施設の先生方は全く大変な工夫と努力がいるのであります。

教育費を見ますと、これは各学年によって異りますが、例えば小学校三年生で月一六三円、中学生二年生で二九八円であります。これで教科書、ノート、鉛筆から上履等一切合切の学用品を需めなければなりません。参考書の購入費や修学旅行費は計上されておりません。これ等は、ほんの二、三の例ですが、かようにまだまだ到底十分とは申せません。外国におきましては、家庭に恵まれない子供達に対しては、両親の下にある子供以上の経費を出しても本当の幸福は与えられないと云つて、一般家庭の子供に通常必要とする費用の倍以上の経費を支出している国もありますが、我が国ではもとよりこれに比べる訳にも行きません。しかし、今後早急にこの面におきましても十分の配慮が加えられ、一般社会の人々の力強い協力の上に、「二〇世紀は児童の世紀である」という言葉が、一日も早く、養護施設の子供達に、生き生きと響くよう祈らずにはおられないのです。

（厚生省児童養護課長）